

世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨) 平成32年(2020年)4月からの世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定管理者候補者について、下記のとおり選定する。

1 主旨

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づき、指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の拠点運營業務や維持管理等を行うため、平成32年(2020年)4月から開設する施設の指定管理者の候補者を選定する。

2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(以下「総合プラザ」という。)
- (2) 所在地 世田谷区松原六丁目37番10号

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 保健、医療及び福祉の連携の推進に関すること
拠点内外の施設等との連携の調整、広報誌やHPによる情報発信、保健医療福祉に関する取組みの提案及び区や拠点内各施設等と連携した取組みの実施 等
- (2) 地域における交流の促進に関すること
交流イベント等の企画・実施、喫茶室運営、保健医療福祉を目的とした自主事業の実施 等
- (3) 総合プラザの施設を利用に供すること
区民活動支援会議室等の貸出 等
- (4) 総合プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
建物・設備保守管理、環境衛生管理・清掃、保安管理、植栽・外構保守管理、駐車場・駐輪場管理 等
なお、保健センター条例に規定する保健センターの施設及び設備(医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理が必要とするものに限る)の維持管理に関する業務は、保健センター指定管理者が行う。

なお、梅ヶ丘拠点内の各施設での多様な事業をとりまとめるとともに、関係機関や地域とのネットワークを構築する等の全体調整機能については区が担う。各施設等で構成する運営協議会を立ち上げ、地域保健福祉審議会と地域交流会議での意見を踏まえながら進めていく。

4 指定管理者制度適用の理由、効果

総合プラザは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現に向け、保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的に設置する。

総合プラザで実施する交流イベントや喫茶室の運営等の地域交流業務、拠点内連携事業や情報発信等の拠点運營業務は、民間の柔軟な発想と創意工夫を活用することにより、利用者ニーズに適した良質なサービスの提供が期待できる。

また、管理運營業務や保守監理等の施設維持管理は、施設全体を一体的に管理することで経費の節減を図り、指定管理者として管理権限を持たせることでトラブルへの対応等を迅速に行う等、民間のノウハウの発揮により、効率的で効果的な運営を図ることが期待できる。

以上のようなサービスの向上が期待できるため、指定管理者制度を適用する。なお、喫茶室は、指定管理者の収入とする利用料金制により運営を行う。

5 指定期間

5年間（平成32年（2020年）4月1日～平成37年（2025年）3月31日）

6 審査体制

（1）選定委員会の設置

総合プラザ指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

（2）選定委員会の所掌及び構成

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員4名と、区職員3名とする。（別紙参照）

7 指定管理者候補者の選定方法等

（1）選定方法

総合プラザ条例第25条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

（2）選定基準

総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。

総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8 応募者の要件

指定管理者への応募にあたっては、総合プラザが保健、医療及び福祉の拠点として、拠点内の各施設等と連携した取組みを実施していくため、障害者若しくは高齢者が利用する施設又は、利用者の健康増進を目的とする施設の管理運営業務の実績があることを要件とする。

なお、共同事業体による応募の場合は、代表団体及び構成団体のうち、いずれか1団体が上記に該当していれば要件を満たしているものとする。

9 今後のスケジュール（予定）

平成31年（2019年）2月	福祉保健常任委員会報告（選定方法）
4月	公募開始
5月～	選定期間
8月	政策会議（選定結果）
9月	福祉保健常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会
平成32年（2020年）4月	総合プラザ開設 指定管理者による管理開始

<参考資料>

資料1 梅ヶ丘拠点整備事業全体スケジュール

資料2 総合プラザ各施設の維持管理と事業運営方法

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ指定管理者選定委員会構成（案）

区分		備考
外部委員	学識経験者	地域保健福祉審議会、障害者施策推進協議会、健康づくり推進委員会委員
		地域保健福祉審議会、障害者施策推進協議会、健康づくり推進委員会委員
	区民委員	地域交流会議委員（町会・自治会）
		地域交流会議委員（関係団体）
区委員	梅ヶ丘拠点整備担当部長	総合プラザ指定管理の担当部
	障害福祉担当部長	民間施設棟障害者施設の担当部
	高齢福祉部長	民間施設棟高齢者施設、認知症在宅生活サポートセンターの担当部

施設	項目	平成29年度(2017年度)			平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)			平成32年度(2020年度)	
区複合棟(保健医療福祉総合プラザ)工事	報告 議案	開発工事及び新築工事(平成29年(2017年)7月～平成31年(2019年)11月)									準備期間	
	移転計画										備品購入等	移転作業
	事業計画				全体運営・維持管理方法報告				計画報告			
	条例				基本的な考え方報告	案報告 議案						
	事業者選定(拠点運営・共同維持管理)							選定方法報告	候補者選定報告 管理委託 議案(選定結果)			
地域交流会議				報告	地域交流会議準備会			地域交流会議				
施設名称				公募方法報告			報告					
保健センター	事業計画	検討状況報告 事業概要報告			事業実施方針案報告			報告				
	条例改正	案報告 議案(事業移行)			議案(所在地変更)							
	事業者選定	保健センター 現指定管理者の運営			選定方法報告			候補者選定報告 議案(選定結果)			保健センター 次期指定管理者の運営	
福祉人材育成・研修センター	事業計画	検討状況報告 基本方針素案報告			アドバイザー会議			基本方針策定 基本方針報告			報告	
	事業者選定				選定方法報告			事業者選定			選定報告	福祉人材育成・研修センター開設準備(事業者委託)
認知症在宅生活サポートセンター	事業計画	検討状況報告			検討状況報告			報告				
	事業者選定	区(委託含む)による業務先行実施			選定方法報告			事業者選定結果報告			センター委託事業者による業務実施	
初期救急診療所・薬局	事業計画				検討状況報告			報告				
医療救護本部	事業計画				検討状況報告			報告				

保健医療福祉総合プラザ 開設運営

民間施設棟	工事	入札									民間施設棟 開設運営
	施設運営等	民間施設棟運営事業者による新築工事(平成29年(2017年)9月～平成31年(2019年)1月)									
	補助・貸付・借地等	民間施設棟運営事業者へ土地貸付(平成29年(2017年)9月～平成31年(2019年)3月)									

総合福祉センター	事業移行計画	素案報告			案報告			3月末 機能廃止		
	条例	議案(廃止条例)								
	工事	実施設計						改修工事		

1月17日

各施設の事業運営と維持管理方法

指定管理Aの範囲を保健医療福祉総合プラザの指定管理者の業務の範囲とする。

維持管理における指定管理Bの業務の範囲は、保健センター条例で規定する「保健センターの施設及び設備の維持管理に関する業務」とする。

施設			事業運営	施設貸出	維持管理	
					建物・設備保守管理 環境衛生管理・清掃 保安管理	植栽・外構保守管理 駐車場・駐輪場管理
保健センター			指定管理B		指定管理B	指定管理A
総合プラザ (運営管理部分)	拠点運営業務	総合案内	指定管理A	指定管理A	指定管理A	
		拠点内外の施設管理等の連携・調整				
		情報発信				
	地域交流業務	保健医療福祉に関する取組みの提案・実施等				
		交流イベント等企画・実施、喫茶室運営等				
施設貸出	区民活動支援会議室貸出等					
福祉人材育成・研修センター			委託			
認知症在宅生活サポートセンター			委託			
初期救急診療所			委託			
薬局			委託			